

藤沢市議会ハラスメント調査・審査会設置要綱

制定 令和 7 年 3 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、藤沢市議会ハラスメントの防止に関する条例（令和 6 年藤沢市条例第 2 8 号）第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づき、藤沢市議会ハラスメント調査・審査会（以下「調査・審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 調査・審査会は、委員 3 人で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、市議会議長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、条例第 9 条の規定により調査・審査会を実施することとした日から条例第 1 0 条第 1 項各号に掲げる議長報告が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 調査・審査会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査・審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 調査・審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市議会議長がこれを行う。

2 調査・審査会は、委員の全員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

3 調査・審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可

否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、調査・審査会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求めることができる。

(結果の報告)

第7条 委員長は、調査及び審査が終了したときは、速やかにその結果を市議会議長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 調査・審査会の庶務は、議会局総務課において総括し、及び処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調査・審査会の運営に必要な事項は、委員長が調査・審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。